

広島県収受	
第	号
30.10.-3	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

医政安発 0928 第 1 号
 薬生安発 0928 第 1 号
 平成 30 年 9 月 28 日

各 { 都道府県
 保健所設置市
 特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長
 （ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
 （ 公 印 省 略 ）

総務省による平成 29 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への
 影響に関する調査等」報告書について

今般、総務省により、平成 29 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影
 響に関する調査等」報告書（以下「報告書」という。）がとりまとめられ、その周知につい
 て別紙通知のとおり協力依頼がありました。

特に、報告書の中で、一部の在宅医療機器については、携帯電話端末の電波発射強度や医
 療機器のセンサ感度を最大限にとるなどの最も厳しい条件で、端末を当該医療機器に相当
 近づけた場合に電波の影響を受け、可逆的な誤動作が起こった例が報告されております。誤
 作動が発生した医療機器の中には、携帯電話端末等の電波利用機器と在宅医療機器の間の
 具体的な離隔距離が取扱説明書等に明示されていないものもあり、医療機器の製造販売業
 者から医療従事者に対して、推奨離隔距離など充実した情報提供が重要とされています。

つきましては、貴管下の関係事業者に対して、報告書を周知するとともに、特に、製造販
 売業者に対しては、取扱説明書等に具体的な離隔距離を明示するなど、医療従事者への十分
 な情報提供がなされるよう指導願います。また、貴管下の医療機関に対しては、製造販売業
 者から離隔距離に関する情報提供があることに留意するよう周知願います。

なお、報告書は総務省ホームページから入手可能であることを申し添えます。

URL : <http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/seitai/chis/>

